

第50回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時）

場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階 401号会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。）

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役10名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	18
計算書類	35
監査報告書	50



日本パレットプール株式会社

NEW CHALLENGES WITH CLIENTS

証券コード：4690

証券コード 4690
2022年6月3日

株主各位

大阪市北区芝田2丁目8番11号
日本パレットプール株式会社
代表取締役社長 植松 満

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時）
2.場 所	大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 401号会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照下さい。）
3.目的事項	報告事項 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト (<https://www.npp-web.co.jp>) に掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症が収束しておりませんので、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、マスク着用、検温、消毒等の感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

4 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいませようお願いします。

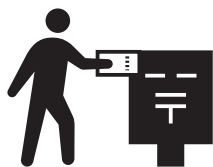


株主総会への出席

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。

株主総会開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時15分到着分まで



インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合には、3 ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時15分入力完了分まで

※議決権行使書面と電磁的方法（インターネット）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。

※議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
なお、書面又は電磁的方法（インターネット）により株主総会前日までに議決権を行使された株主が株主総会当日ご出席された場合には、前日までの議決権行使ではなく株主総会当日になされた議決権行使を有効なものとして取り扱います。

※議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

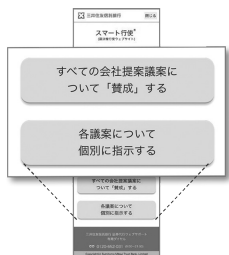
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取して下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
パソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載
の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、パソコン向けサイト
へ遷移できます。

※通信料金などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

議決権行使に関するパソコン等の
操作方法がご不明な場合

▶ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時まで)

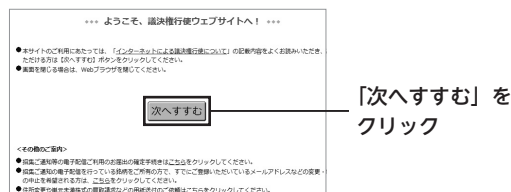
その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行証券代行部
☎0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

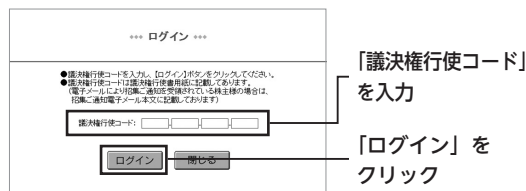
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

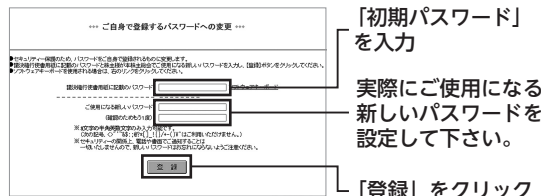
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定して下さい。

「登録」をクリック

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円（普通配当35円、創立50周年記念配当5円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、67,318,400円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 公告方法

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）が2005年2月1日から施行されているため、電子公告を導入するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- ② 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③ 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u> (新 設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附則</p> <p>1. <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** うえまつ **植松** みつる **満** (1958年5月9日生) 再任

■ 所有する当社株式の数

15百株

■ 取締役会出席率

100% (10回/10回)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 日本通運株式会社 入社
 2005年6月 同社 大阪ペリカン・アロー支店長
 2006年2月 同社 ペリカン・アロー部小口事業戦略室専任部長
 2008年10月 J P エクスプレス株式会社 業務部長
 2009年4月 同社 東京支社長兼東京統括支店長
 2010年7月 日本通運株式会社 小口貨物事業推進本部部長
 2012年5月 同社 小口貨物企画部長
 2013年4月 同社 自動車企画部長
 2015年5月 同社 執行役員
 2018年5月 同社 常務執行役員
 2021年4月 同社 顧問
 2021年6月 当社 顧問
 2021年6月 当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、当社の企業価値向上とコーポレートガバナンスの強化を図っていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ど い こう じ
土井広治

(1961年5月6日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

12百株

■ 取締役会出席率

100% (10回/10回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1984年4月 株式会社第一勧業銀行 入行
2006年7月 株式会社みずほ銀行 小田原支店長
2008年4月 同行 堂島支店長
2011年4月 日本貨物鉄道株式会社 関東支社副支社長
2012年6月 同社 新潟支店長
2014年6月 同社 鉄道ロジスティクス本部営業統括部環境事業部担当部長
2016年6月 同社 関西支社副支社長
2017年6月 同社 東北支社長
2019年6月 同社 執行役員関西支社長
2021年6月 当社 代表取締役副社長 DX推進本部長 (業務部・フクLOW推進部・IT推進部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行後、同行及び日本貨物鉄道株式会社において要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、代表取締役として、当社のDX経営やESG経営を推進していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

すぎやま
杉山

ひとし
準

(1958年8月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

26百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月 日本通運株式会社 入社
2009年5月 同社 大阪西支店長
2010年10月 同社 大阪コンテナ支店長
2014年5月 同社 大阪支店部長兼関西営業部長
2016年5月 当社 関西支店部長
2016年6月 当社 取締役 関西ブロック統括 関西支店長兼営業部長
2016年10月 当社 取締役 西日本ブロック統括 関西支店長兼営業部長
2020年6月 当社 常務取締役 西日本ブロック統括 関西支店長兼営業部長
2021年6月 当社 常務取締役 営業推進本部長 (営業部・石油化学営業部担当)
兼西日本ブロック統括 関西支店長 (現任)

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、営業部門に従事し、営業部長、営業推進本部長を務めるなど、営業に関する幅広い知見を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

うしじまひろあき
牛島浩彰

(1960年2月25日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

5百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 日本通運株式会社 入社
2007年8月 同社 福岡警送支店長
2011年5月 同社 関東警送支店部長
2016年5月 同社 関東警送支店長
2019年4月 同社 総務・労働部勤務
2019年5月 当社 関東支店長兼東京営業部長
2019年6月 当社 取締役 東日本ブロック統括 関東支店長兼東京営業部長
2021年6月 当社 取締役 東日本ブロック統括 関東支店長 (現任)

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、東日本ブロックの営業を統括するなど、営業に関する幅広い知見を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

やまにし
山西

たかし
孝

(1960年6月10日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

13百株

■ 取締役会出席率

91.7% (11回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月 日本通運株式会社 入社
2008年11月 日通大阪物流株式会社 代表取締役社長
2010年6月 パナソニック電工物流株式会社 総務部部长
2013年2月 日本通運株式会社 大阪支店調査役
2017年1月 同社 大阪支店部長
2019年5月 当社 総務部長兼経営企画部長
2019年6月 当社 取締役 総務部長兼経営企画部長 (管理部門総括)
2019年8月 当社 取締役 総務部長 (管理部門総括)
2021年6月 当社 取締役 経営推進本部長 (総務部・財務部担当) 兼経営企画部長 (現任)

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、総務部長や経営推進本部長を務めるなど、総務・財務・経営企画に関する幅広い知見を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

なかうちけんじ
中内健司

(1958年5月7日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

6百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月 日本通運株式会社 入社
2008年10月 同社 魚津支店長
2011年10月 同社 豊橋支店長
2014年5月 当社 中部支店部長
2014年8月 当社 中部支店長
2020年6月 当社 取締役 中日本ブロック統括 中部支店長 (現任)

取締役候補者とした理由

日本通運株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、中日本ブロックの営業を統括するなど、営業に関する幅広い知見を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

は ら だ か ず の り

原田和典

(1967年3月13日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

2百株

■ 取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1990年4月 日本貨物鉄道株式会社 入社
2003年3月 同社 東北支社郡山営業支店長
2006年3月 同社 東海支社営業課長
2008年3月 同社 北海道支社次長
2011年6月 株式会社ジェイアール貨物・インターナショナル 常務取締役
2013年6月 セメントターミナル株式会社 常務取締役総務部長
2016年6月 日本貨物鉄道株式会社 関西支社金沢支店長
2020年6月 当社 取締役 (業務部門総括)
2021年6月 当社 取締役 DX推進本部 (業務部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社入社以来、業務部門を総括するなど、業務に関する幅広い知見を有しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社の企業価値向上に資することを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

よし だ よし のり

吉田昌功 (1952年3月27日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

11百株

■ 取締役会出席率

91.7% (11回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1975年4月 近畿日本鉄道株式会社 入社
2006年6月 同社 執行役員
2009年6月 同社 常務取締役
2011年5月 株式会社近鉄百貨店 取締役
2011年6月 近畿日本鉄道株式会社 常務取締役 退任
2011年7月 株式会社近鉄百貨店 取締役副社長執行役員
2013年6月 近畿日本鉄道株式会社 取締役副社長
2015年4月 近鉄グループホールディングス株式会社 (「近畿日本鉄道株式会社」から商号変更)
取締役社長
2017年6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

近鉄不動産株式会社 代表取締役会長
近鉄グループホールディングス株式会社 顧問
福山通運株式会社 取締役
テレビ大阪株式会社 取締役
大阪商工会議所 副会頭

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

近鉄グループホールディングス株式会社において取締役社長を経験し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

なが た こう いち

永田浩一

(1957年4月13日生)

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

■ 所有する当社株式の数

0百株

■ 取締役会出席率

91.7% (11回/12回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 新日本製鐵株式会社 入社
1993年4月 同社 棒線販売部棒鋼室掛長
1995年6月 日本貨物鉄道株式会社 人事部人事課副長
2005年6月 同社 人事部長
2008年6月 同社 東北支社副支社長
2009年6月 同社 事業開発本部グループ戦略部長
2012年6月 同社 執行役員事業開発本部グループ戦略部長
2013年6月 同社 執行役員東北支社長
2015年6月 同社 取締役兼執行役員関西支社長
2016年6月 当社 社外取締役
2017年6月 日本貨物鉄道株式会社 取締役兼執行役員経営統括本部長
2018年6月 同社 取締役兼常務執行役員経営統括本部長
2020年6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

全国通運株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10

さ さ き やす まさ

佐々木康真 (1969年8月20日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

0百株

■ 取締役会出席率

80% (8回/10回)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1994年4月 日本貨物鉄道株式会社 入社
2005年6月 同社 関東支社水戸営業支店長
2008年3月 同社 ロジスティクス本部営業部サブリーダー
2008年6月 同社 ロジスティクス本部営業部グループリーダー
2013年6月 同社 ロジスティクス本部営業統括部営業サポートセンター所長
2014年6月 同社 関東支社営業部長
2018年10月 同社 鉄道ロジスティクス本部営業統括部営業部副部長
2019年6月 同社 鉄道ロジスティクス本部営業部担当部長
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

日本貨物鉄道株式会社 関西支社営業部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉田昌功氏及び永田浩一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ5年、2年及び1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏との間で、定款に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としており、本定時株主総会において、各氏の再任が承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、2022年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役全員3名のうち、本定時株主総会終結の時をもって、内藤 明は退任となります。つきましては、監査役 増田義明の1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	ます だ よしあ き 増田義明 (1954年12月6日生)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div>
-----	---	--

■ 所有する当社株式の数 0百株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1978年4月 株式会社三菱銀行 入行
 2003年5月 同社 大阪支社法人第三部長
 2005年5月 同社 リテール営業部長
 2005年6月 同行 執行役員リテール営業部長
 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 執行役員中部エリア支店担当
 2009年5月 同社 執行役員本部賛事役
 2009年6月 DIC株式会社 顧問
 2009年7月 同社 執行役員
 2010年4月 同社 常務執行役員
 2018年1月 同社 顧問（非常勤）
 2018年7月 戸田建設株式会社 常務執行役員
 2021年4月 同社 常勤顧問

社外監査役候補者とした理由

株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）における豊富な経験から、経営面のアドバイスを期待しており、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社の監査役任期は4年であり、澁澤 洋氏は2020年6月開催の第48回定時株主総会において、吉田 豊氏は2021年6月開催の第49回定時株主総会において、それぞれ選任され就任しております。
2. 増田義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 増田義明氏は、新任監査役候補者であります。
4. 増田義明氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、澁澤 洋氏及び吉田 豊氏との間で、定款に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としております。本議案において、増田義明氏の選任が承認可決された場合、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、2022年7月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の経営理念、ビジョン及び経営計画等に照らして、各取締役に対して、以下の分野における知識・経験を活かした能力（＝スキル）の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

当社が特にスキルの発揮を期待している分野

- 当社の経営理念をベースとした経営戦略・経営管理・事業戦略等の「企業経営」
- 当社の経営活動・事業活動に係る意思決定のベースとなる「財務、会計、資本戦略」及び「法務、コンプライアンス」
- 当社を持続的に発展させていくための「営業、マーケティング」
- 当社の競争力を強化する上で重要な経営基盤の一つとなる「DX、IT」
- ステークホルダーの利益を最大化し、持続的な利益成長と長期的な企業価値向上を図る上で、当社の企業活動の根幹にある「コーポレートガバナンス」

また、監査役においても、取締役の職務執行を監査する監査役の役割・責務に照らして、「財務、会計、資本戦略」、「法務、コンプライアンス」、「コーポレートガバナンス」におけるスキルの発揮を特に期待しており、監査役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

氏名	地位	企業経営	財務、 会計、 資本政策	法務、 コンプライアンス	営業、 マーケティング	DX、 IT	コーポレートガバナンス
植松 満	代表取締役社長	●		●	●	●	●
土井広治	代表取締役副社長	●	●	●		●	●
杉山 準	常務取締役	●			●		●
牛島浩彰	取締役	●			●		●
山西 孝	取締役		●	●			●
中内健司	取締役	●			●		●
原田和典	取締役				●	●	●
吉田昌功	社外取締役	●	●	●			●
永田浩一	社外取締役	●	●	●			●
佐々木康真	社外取締役				●		●
吉田 豊	常勤監査役 社外監査役	●		●			●
澁澤 洋	社外監査役		●	●			●
増田義明	社外監査役		●	●			●

以上

提供書面

第50期 事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や原油価格の高騰等により、総じて厳しい状況の中で推移しました。世界的に見ても、ウクライナ情勢等の地政学的リスクの高まりにより、先行きの不透明感を増すこととなりました。

このような経営環境の中で、売上高については、上半期はお客様各社の在庫削減や生産調整によって大幅な減収となりましたが、下半期に入り、この状況が一巡し、増収基調に転じました。その結果、通期のレンタル売上高合計は65億40百万円となり、前期比1億1百万円(1.6%)の増収となり、その他の扱いを含めた当期の売上高総額は70億94百万円となり、前期比1億32百万円(1.9%)の増収となりました。

費用面については、下半期からのパレットのレンタル稼働率の回復に伴い、パレットの保管料は減少しましたが、レンタル数量の急増に対応するため、パレットの輸送や補修・洗浄枚数の増加に加えて、原油価格や木材価格等の高騰による影響を受け、営業費用は前期比2億59百万円(4.1%)増の66億34百万円となりました。

この結果、営業利益は前期比1億27百万円(21.7%)減の4億59百万円となり、経常利益は6億47百万円で、前期比92百万円(12.5%)の減益となりました。当期純利益は、デポの再編に伴い、社有資産の減損処理を行ったことにより、前期比1億80百万円(39.8%)減の2億72百万円となりました。

売上高明細書

単位：千円・%

種 類 別		前 事 業 年 度		当 事 業 年 度		対 前 年 比		
		金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	
賃貸	レンタル	パレット	5,841,163	83.9	5,934,356	83.6	93,192	1.6
		その他物流機器	597,831	8.6	606,326	8.5	8,494	1.4
	計	6,438,994	92.5	6,540,682	92.2	101,687	1.6	
販売	割 賦	3,084	0.0	14,109	0.2	11,025	357.5	
	商 品	224,409	3.2	231,706	3.3	7,296	3.3	
	再製品	115,764	1.7	129,201	1.8	13,437	11.6	
	計	343,258	4.9	375,017	5.3	31,759	9.3	
利用運送収入		155,183	2.2	154,157	2.2	△1,025	△0.7	
付帯事業収入		25,013	0.4	24,741	0.3	△272	△1.1	
合 計		6,962,449	100.0	7,094,599	100.0	132,149	1.9	

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期においては、現有資産の有効活用を優先する一方、主に11型・14型の木製パレット、プラスチック製パレットを計画的に投入いたしました。投資総額は28億19百万円であり、これらに要した資金は自己資金及び借入金により賄いました。

(3) 対処すべき課題

当社は、2022年5月に創立50周年という節目の年を迎えるにあたり、10年後のありたい姿として長期ビジョンを描くとともに、新経営計画を本年4月よりスタートさせます。

お客様の物流効率化への要請やドライバー不足（2024年問題）などの課題にお応えすべく、ソリューションビジネスを展開するとともに、環境経営をはじめとするE S G経営にも積極的に取り組み、お客様や社会に貢献できる企業を目指してまいります。

〔経営3カ年計画2024〕

” NEW CHALLENGES WITH CLIENTS ” ～新たな挑戦 お客様とともに～

【重点施策】

① コア事業の拡大と新規事業の展開

お客様ニーズに沿ったサービスの提供や物流機器類の商品ラインナップの拡充を図るとともに、「フクLOW」付パレットの導入など新商品・サービスの拡販に取り組みます。また、ネット販売事業やアライアンスによる新規事業への進出も検討してまいります。

② 事業運営体制の強化

全国200カ所のデポの適正配置や、輸配送・回収業務の共同化、モーダルシフトの積極的展開などによる効率性向上を図ります。また、「フクLOW」システムの展開やR P Aの推進、受発注・回収システムの導入などD Xの推進にも取り組んでまいります。

③ E S G経営への取り組み

内部統制機能の強化とコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、環境保全活動や社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 (第 47 期)	2019年度 (第 48 期)	2020年度 (第 49 期)	2021年度 (第 50 期)
売 上 高 (千円)	6,650,600	7,016,540	6,962,449	7,094,599
経 常 利 益 (千円)	368,929	667,849	740,660	647,998
当 期 純 利 益 (千円)	224,604	435,819	452,913	272,848
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	133円45銭	258円95銭	269円12銭	162円12銭
総 資 産 (千円)	10,354,043	10,338,983	10,235,588	10,361,739
純 資 産 (千円)	4,112,088	4,475,353	4,911,300	5,063,784

(注1) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2018年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況」に記載されている当期の数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事 業	主 要 商 品 そ の 他
パレット及び 機器レンタル事業	11型・14型を中心とした木製又はプラスチック製のパレットレンタル及びネステナー・サポーター・ロールボックス・折りたたみコンテナ等の機器レンタル
一貫パレチゼーション	一貫パレチゼーションの推進に関する事業
リース及び販売事業	輸送関連商品の割賦販売・商品販売・再製品販売及びリース
自動車運送事業	貨物利用運送事業

(7) 主要な営業所（支店）及び拠点（2022年3月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪府大阪市	岡山支店	岡山県岡山市
北海道支店	北海道札幌市	広島支店	広島県広島市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
新潟支店	新潟県新潟市	福岡支店	福岡県福岡市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市	南九州支店	宮崎県延岡市
水戸支店	茨城県笠間市	仙台サービスセンター	宮城県黒川郡
埼玉支店	埼玉県深谷市	古河デポ	茨城県古河市
関東支店	東京都中央区	熊谷デポ	埼玉県深谷市
静岡支店	静岡県静岡市	大阪東部デポ	大阪府守口市
中部支店	愛知県名古屋市	泉大津デポ	大阪府泉大津市
北陸支店	石川県金沢市	新加古川デポ	兵庫県加古川市
関西支店	大阪府大阪市	水島サービスセンター	岡山県倉敷市

(8) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	5名減	54.7歳	7.0年

(注) 使用人数は就業員数で記載しており、使用人兼務役員3名及び受入出向社員39名が含まれております。

(9) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入金額
株式会社三菱UFJ銀行	915,000千円
三井住友信託銀行株式会社	675,000千円
株式会社南都銀行	505,178千円
株式会社池田泉州銀行	285,000千円
株式会社三井住友銀行	275,000千円
日本生命保険相互会社	245,000千円
株式会社りそな銀行	155,000千円
株式会社みずほ銀行	85,038千円

2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,700,000株 (自己株式17,040株を含む)
- (3) 株主数 956名
- (4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社	194,200株	11.54%
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社	180,000株	10.70%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	84,000株	4.99%
株 式 会 社 南 都 銀 行	60,000株	3.57%
泉 北 高 速 鉄 道 株 式 会 社	40,000株	2.38%
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	40,000株	2.38%
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	40,000株	2.38%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	40,000株	2.38%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	40,000株	2.38%
株 式 会 社 ワ コ ー パ レ ッ ト	34,400株	2.04%

(注) 持株比率は自己株式 (17,040株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
植松 満	代表取締役社長	
土井 広治	代表取締役副社長 DX推進本部長（業務部・フLOW推進部・IT推進部担当）	
杉山 準	常務取締役 営業推進本部長（営業部・石油化学営業部担当）兼西日本ブロック統括 関西支店長	
牛島 浩彰	取締役 東日本ブロック統括 関東支店長	
山西 孝	取締役 経営推進本部長（総務部・財務部担当）兼経営企画部長	
中内 健司	取締役 中日本ブロック統括 中部支店長	
原田 和典	取締役 DX推進本部（業務部担当）	
吉田 昌功	取締役	(注) 4 参照
永田 浩一	取締役	(注) 4 参照
佐々木 康真	取締役	(注) 4 参照
吉田 豊	常勤監査役	(注) 4 参照
澁澤 洋	監査役	(注) 4 参照
内藤 明	監査役	(注) 4 参照

- (注) 1. 取締役 吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 吉田 豊氏、澁澤 洋氏及び内藤 明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 吉田昌功氏、永田浩一氏及び監査役 吉田 豊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 監査役 澁澤 洋氏及び内藤 明氏は金融機関で要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役の吉田昌功氏、永田浩一氏及び佐々木康真氏並びに社外監査役の吉田 豊氏、澁澤 洋氏及び内藤 明氏との間で、定款に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

7. 当事業年度中における取締役の異動は、次のとおりであります。

新任（2021年6月25日付）

代表取締役社長	植松 満	代表取締役副社長	土井 広治
取締役	佐々木 康真	常勤監査役	吉田 豊

退任（2021年6月25日付）

代表取締役社長	辻 幸則	常務取締役	依田 敦
取締役	五島 洋次郎	常勤監査役	新田 泰一

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用を補填するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支給の対象外としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 (うち社外取締役)	11名 (4名)	55,096千円 (6,228千円)
監 (うち社外監査役)	4名 (4名)	12,882千円 (12,882千円)
合 (うち社外役員)	15名 (8名)	67,978千円 (19,110千円)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2006年(平成18年)6月27日開催の第34回定時株主総会において、「取締役の報酬額を年額1億80百万円以内」、「監査役の報酬額を年額24百万円以内」として承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち、社外取締役は4名)、監査役の員数は3名であります。

当社の取締役報酬額の決定方針については、社内取締役についての報酬は、業績にリンクする業績連動報酬及び非金銭報酬については導入しておりません。また、社外取締役の報酬については固定報酬のみとしています。当該決定方針は、取締役会にて決定しております。

個人別の支給額については、取締役会の中で「株主総会で承認された役員報酬限度額の範囲内」において取締役会で決定することになっております。決定にあたっては「代表取締役社長 植松 満に一任する」決議をいただいております。役員、職責、業績、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しており、取締役会はこれらの報酬の内容について、上記決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当該委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役（非常勤） 吉田 昌功 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

近鉄不動産株式会社 代表取締役会長
近鉄グループホールディングス株式会社 顧問
福山通運株式会社 取締役
テレビ大阪株式会社 取締役
大阪商工会議所 副会頭
上記の会社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に対して行った行為の概要

当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、出席した取締役会においては、独立社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

② 社外取締役（非常勤） 永田 浩一 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

全国通運株式会社 代表取締役社長
同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に対して行った行為の概要

当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、出席した取締役会においては、独立社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 社外取締役（非常勤） 佐々木 康真 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

日本貨物鉄道株式会社 関西支社営業部長
同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に対して行った行為の概要

2021年6月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席し、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 社外監査役（常勤） 吉田 豊 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

2021年6月25日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

2021年6月25日就任以降に開催された監査役会9回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑤ 社外監査役（非常勤） 澁澤 洋 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

泉北高速鉄道株式会社 代表取締役常務

同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会11回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑥ 社外監査役（非常勤） 内藤 明 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人 国際通貨研究所 理事

上記の会社と当社との間に開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された監査役会11回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(注) 2021年6月25日付で有限責任監査法人トーマツが会計監査人を退任し、同日付で仰星監査法人が就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	2021年度 (第50期)
監査証明業務に基づく報酬 (注)	22,500千円
非監査業務に基づく報酬	— 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 当社が仰星監査人と締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的に区分もできないためこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積り、職務執行状況などを検討し、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

監査役会が選定した監査役は、解任又は不再任決定後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任又は不再任した旨とその理由を説明いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備に関しまして、2006年5月26日開催の取締役会において内部統制システム基本方針の制定を決議いたしました。その後、2015年5月1日施行の改正会社法及び同施行規則に対応するため、同年6月25日の取締役会決議により基本方針の一部を改定いたしております。現在の基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営の基本方針として「企業理念」と「日本パレットプール行動憲章」を制定し、社会的責任と公共的使命を自覚し、社会倫理と遵法精神を重視する企業風土を目指しています。具体的には、代表取締役がその精神を全社員に継続的に徹底しております。
- ② 総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、各部門との連携を図るほか、適宜CSR委員会を開催し、全社的なコンプライアンス体制の構築、維持、整備、推進にあっております。
- ③ 監査役及び監査部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告します。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ④ 当社は、「内部通報規程」を定め、社員が法令違反行為等を知ったときは、直ちに会社に通報しなければならない、また、会社において法令違反行為が行われていることを知りながら、それを黙認してはならないといたしました。併せて、法令違反行為等を会社に通報した社員に対する報復行為を禁止いたしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保存媒体や職務に応じ適切に保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、「危機管理規程」等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行います。
- ② 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的に、リスク管理の状況を報告し連携を図ります。統括する部門は、必要に応じて顧問弁護士等外部の専門家との連携を図り、経営会議において対策を協議いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項の意思決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行います。緊急の重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催いたします。
- ② 取締役の機能をより強化し、経営効率を向上させること及び業務執行に関する意思決定の迅速化を図るため、常勤取締役及び常勤監査役が出席する経営会議を、毎月2回開催し、重要かつ緊急性の高い経営課題について審議し、対応方針を決定いたしております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助すべき使用人を求めた場合は、監査の職務を補助する使用人を監査部及び他部署から人選するものといたします。当該使用人が兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものといたします。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の独立性を確保するため、任命、異動、考課等、人事権に係る事項の決定は事前に常勤監査役に報告し、了承を得るものといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は当会社が開催する取締役会に出席するとともに、常勤監査役は取締役会、経営会議ほか重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視します。さらに、監査役は、必要に応じて主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明等の報告を求めることができるものとしています。
- ② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、監査役に報告するものとしています。監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止いたします。
- ③ 監査役は、会計監査人、内部監査部門との情報交換を行うなど連携を図り、監査の実効性を確保することとしています。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記に掲げた業務の適正を確保するための基本的な体制を整備済みではありますが、内部統制手続きに関しましては、組織や業務の変化、変更を評価して見直しを適時適切に行い、適正な運用を図っております。当事業年度における取り組みは以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催し、毎回複数名の社外取締役、社外監査役が出席いたしております。その他、監査役会は11回、経営会議は23回、内部統制システム推進委員会は4回、CSR委員会は2回それぞれ開催いたしております。

内部統制システム推進委員会においては、内部統制システムの整備状況を確認し、また、監査部を中心にその運用状況を点検し、その結果を取締役に報告しております。CSR委員会においては、全従業員（常勤役員含む）を対象に第5回コンプライアンス・アンケートを実施し、従業員のコンプライアンスに対する意識度合いを把握するとともに、社内に3つのワーキンググループを設け、環境経営、社会貢献、リスクマネジメントをテーマに活動し、CSR経営の実践に取り組みました。

- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役と意思疎通を図るほか、監査部、会計監査人との間で意見交換、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査部は、監査計画に基づき当社各部門、支店の業務監査、会計監査並びに内部統制監査を実施いたしております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		1,874,439	流 動 負 債		3,336,189
現金及び預金		898,839	買掛金		682,636
受取手形		23,712	短期借入金		1,030,000
レンタル未収金		769,704	1年内返済予定の長期借入金		868,404
売掛金		92,018	未払金		526,917
貯蔵品		7,787	未払法人税等		71,362
前払費用		19,126	未払消費税等		2,053
未収入金		65,437	契約負債		114,396
その他の金		2,140	預り金		1,377
貸倒引当金		△4,328	賞与引当金		39,040
固 定 資 産		8,487,299	固 定 負 債		1,961,765
有 形 固 定 資 産		7,913,351	長期借入金		1,241,812
貸与資産		7,306,533	長期未払金		660,613
社用資産		606,817	退職給付引当金		16,409
建築物		132,081	資産除去債務		42,931
構築物		9,671			
機械及び装置		75,961			
車両及び運搬具		2,708			
工具器具及び備品		44,070			
土地		342,324			
無 形 固 定 資 産		207,272	負 債 合 計		5,297,955
ソフトウェア		203,543	純 資 産 の 部		
その他の他		3,729	株 主 資 本		5,008,256
投資その他の資産		366,675	資本金		767,955
投資有価証券		182,788	資本剰余金		486,455
長期前払費用		33,866	資本準備金		486,455
繰延税金資産		84,935	利 益 剰 余 金		3,771,669
差入保証金		65,085	利益準備金		96,342
破産更生債権等		6,255	その他利益剰余金		3,675,326
貸倒引当金		△6,255	別途積立金		1,499,500
			繰越利益剰余金		2,175,826
			自 己 株 式		△17,822
			評価・換算差額等		55,527
			その他有価証券評価差額金		55,527
資 産 合 計		10,361,739	純 資 産 合 計		5,063,784
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		10,361,739

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,094,599
売上原価	5,639,023
売上総利益	1,455,575
販売費及び一般管理費	995,770
営業利益	459,805
営業外収益	
受取利息・配当金	6,238
紛失補償金	160,075
廃棄物処分収入	41,837
その他	6,154
営業外費用	
支払利息	26,112
経常利益	647,998
特別利益	
固定資産売却益	350
特別損失	
固定資産除却損失	917
減損	221,338
税引前当期純利益	426,092
法人税、住民税及び事業税	183,694
法人税等調整額	△30,450
当期純利益	272,848

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益 利 益	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資 本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							利 益 剰 余 金 計
		資 本 金	利 益 剰 余 金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計				
当 期 首 残 高	767,955	486,455	96,342	1,499,500	2,028,859	3,528,359	3,624,701	△17,822	4,861,289	
会計方針の変更による累積的影響額					△66,977	△66,977	△66,977		△66,977	
会計方針の変更を反映した当期首残高	767,955	486,455	96,342	1,499,500	1,961,881	3,461,381	3,557,723	△17,822	4,794,311	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△58,903	△58,903	△58,903		△58,903	
当期純利益					272,848	272,848	272,848		272,848	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計					213,945	213,945	213,945		213,945	
当 期 末 残 高	767,955	486,455	96,342	1,499,500	2,175,826	3,675,326	3,771,669	△17,822	5,008,256	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	50,011	50,011	4,911,300
会計方針の変更による累積的影響額			△66,977
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,011	50,011	4,844,322
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△58,903
当期純利益			272,848
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,516	5,516	5,516
事業年度中の変動額合計	5,516	5,516	219,461
当 期 末 残 高	55,527	55,527	5,063,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない……………
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……………
株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

貸与資産……………

賃貸用器具（借主側の所有権移転ファイナンスリース取引を含む）については、過去の実績に基づく見積耐用年数（5年から8年）による定額法

なお、賃貸用器具の償却対象額は、購入年度別に先入先出法により集計しております。

社用資産……………

建物並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法

その他については、定率法

(2) 無形固定資産……………

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用……………

定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 期末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に自己都合期末要支給額から中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度より支給される額を控除した額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) レンタル料

パレット等のレンタルサービスの提供については、レンタル契約期間を履行義務の充足期間として、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。

(2) プール料金

「パレットプールシステム」（同一のパレットを多くの顧客に共同・循環利用していただくことによって物流の効率化を図るシステム）の利用対価であり、個々のパレットの貸出完了状況に応じて収益を認識しております。

(3) ワンタイムチャージ

定額請求方式のレンタルサービスであり、想定するレンタル期間にわたり収益を計上しております。

(4) 割賦販売

商品の引渡時に当該割賦販売に係る全ての収益及び利益を計上しております。

(5) 商品販売・再製品販売

売買契約に基づく商品販売等については、当該商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

(6) 利用運送収入・付帯事業収入

顧客からの依頼によるレンタルパレット等の配送や顧客が所有するパレットの洗浄サービス等については、そのサービスの提供が完了した時点で当社の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法……………
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている
ので、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
 - ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取
引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っ
ております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息
の受払日等）及び契約期間がほぼヘッジ対象と同一であり、
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効
性評価を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理…………… 消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、以下の変更を行いました。

(1) プール料金

当社の「パレットプールシステム」の利用対価であり、従来は顧客工場等から出庫した時点で収益を認識しておりましたが、個々のパレットの貸出完了状況に応じて収益認識する方法に変更いたしました。

(2) ワンタイムチャージ

当社は、レンタル期間を合理的に見積り、定額料金で請求する「ワンタイムチャージ」方式によるレンタルサービスを提供しております。従来はレンタル開始時に収益の総額を認識しておりましたが、これを想定するレンタル期間にわたり収益を認識する方法に変更いたしました。

(3) 長期割賦販売

従来、商品引渡時に割賦販売に係る債権総額を売上高として計上し、回収期日未到来の売掛金に対する未実現利益は繰延割賦売上利益として繰延処理しておりましたが、商品引渡時に当該割賦販売に係る全ての収益及び利益を計上する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は66百万円減少しております。当事業年度末においては、従前の会計基準を適用した場合に比べて、契約負債が113百万円増加しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

貸与資産の回収不能見込額に係る損失

当社はパレットのプール運営企業であり、貸与資産合計で7,306,533千円を保有しておりますが、主力事業である一貫パレチゼーションによるレンタル事業においては、顧客貨物の流過程での貸与資産の所在を完全には把握できず、全量の回収は困難であることから、事業上のリスクとして貸与資産の回収不能リスクがあります。

当社では貸与資産管理に係る情報システムの整備、残高調査を通じて、貸与資産状況の継続的な実態把握を行うとともに、過年度の流通実績や回収実績を収集しております。当該残高調査結果及びパレットの種類ごとの流通実績・回収実績に基づき、将来の回収不能見込額25,598千円を算定し貸与資産の帳簿価額から減額するとともに、賃貸原価として処理しております。

なお過年度の回収実績等に基づき信頼性をもって回収不能額を見積もっておりますが、過年度の回収状況等から傾向が大きく変化する場合には、翌期の損益に影響します。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、感染収束による経済活動の回復が見通せない状況であります。当社の事業上は、石油化学樹脂関連企業向けレンタルが、顧客側の業績好調を受けて、パレットの貸出数量の拡大傾向が当面続くとともに、一般顧客向けレンタルもパレットによる輸送需要の高まりにより増収基調で推移するものと見込んでおります。以上の見通しに基づき、収益全体としての影響は限定的であるとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の事業への影響が上記の仮定より長期化・深刻化した場合には、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

貸与資産 959,707千円

上記に対応する債務

未払金 364,151千円

長期未払金 660,613千円

計 1,024,764千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,249,501千円

(うち貸与資産 11,485,228千円)

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

茨城県笠間市

事業用資産

土地・・・ 221,338千円

当社は、事業用資産については管理会計上の区分をもとに資産のグルーピングを行っております。茨城県笠間市の事業用資産については、物流効率化を目的とする関東エリアのデポ統合施策によってデポとしての運用を終了しており、当該事業用資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は固定資産税評価額を基に算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	850,000株	850,000株	—	1,700,000株
自己株式	普通株式	8,520株	8,520株	—	17,040株

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は850,000株増加し、1,700,000株となっております。

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

2021年6月25日開催の第49回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 58,903千円
- ・ 1株当たり配当額 70円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月24日開催の第50回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 67,318千円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,938 千円
貸与資産	7,827 千円
退職給付引当金	5,017 千円
投資有価証券評価損	12,511 千円
資産除去債務	13,128 千円
減損損失	123,337 千円
減価償却費	9,496 千円
その他	8,689 千円
繰延税金資産小計	191,948 千円
評価性引当額	△84,634 千円
繰延税金資産合計	107,313 千円
繰延税金負債	
有形固定資産（除去費用資産）	△4,985 千円
その他有価証券評価差額金	△17,392 千円
繰延税金負債合計	△22,378 千円
繰延税金資産の純額	84,935 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因

法定実効税率	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
住民税均等割	4.4 %
評価性引当額の増減	0.4 %
その他	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.0 %

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入やセールアンド割賦バック取引により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、レンタル未収金、売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めることによりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金、割賦契約に基づく長期未払金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金の一部については、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、社内規程に沿った稟議決裁に基づき、実需の範囲で行うこととしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「5.（1）ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「レンタル未収金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差 額
(1) 投資有価証券	182,788	182,788	—
資産計	182,788	182,788	—
(2) 長期借入金 (※1)	2,110,216	2,110,434	218
(3) 長期未払金 (割賦) (※2)	1,024,764	1,006,586	△18,177
負債計	3,134,980	3,117,020	△17,959
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期未払金 (割賦) を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	182,788	—	—	182,788
資産計	182,788	—	—	182,788

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,110,434	—	2,110,434
長期未払金	—	1,006,586	—	1,006,586
負債計	—	3,117,020	—	3,117,020

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金並びに長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引前現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(自 2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

種類別	一時点で 移転される財	一定の期間にわた り移転される財	合計
顧客との契約から生じる収益	553,916	1,024,913	1,578,830
プール料	－	809,171	809,171
ワンタイムチャージ	－	215,741	215,741
割賦販売	14,109	－	14,109
商品販売	231,706	－	231,706
再製品販売	129,201	－	129,201
利用運送収入	154,157	－	154,157
付帯事業収入	24,741	－	24,741
その他の収益	－	5,515,768	5,515,768
レンタル料 (注)	－	5,515,768	5,515,768
合計	553,916	6,540,682	7,094,599

(注) 「その他の収益のレンタル料」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

法人主要株主

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主の子会社	日本通運株式会社	東京都千代田区	70,175,276	貨物自動車運送事業	(被所有)直接 10.70%	当社のパレット等のレンタルを行っており、当社パレット等の運送・保管・修理等を行っています。	当社パレット等のレンタル	611,363	レンタル金 未収金	109,012
							当社パレット等の販売	164,581	売掛金	45,880
							当社パレット等の運送	215,484	買掛金	42,064
							当社パレット等の修理	10,490	買掛金	1,752
							当社パレット等の保管	91,503	買掛金	14,289
							当社レンタルパレット紛失に係る紛失補償金の受取	31,355	未収入金	4,142
							出向者の受入	201,836	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 価格その他の取引条件は、他の一般取引先と同様であります。

紛失補償金については、他の一般取引先と同様に、その都度価格交渉の上、決定しております。

出向社員に対する給与の支払額は、出向元法人の給与相当額をもとに決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,008円86銭

2. 1株当たり当期純利益 162円12銭

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

日本パレットプール株式会社
取締役会 御中仰星監査法人
大阪事務所指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 稲 積 博 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パレットプール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、重点監査項目を設定し、原則として毎月（年11回）開催の監査役会において各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会で定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、時には会計監査人の監査に同席し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

日本パレットプール株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田 豊 ㊟

監査役 澁澤 洋 ㊟

監査役 内藤 明 ㊟

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役澁澤 洋並びに監査役内藤 明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

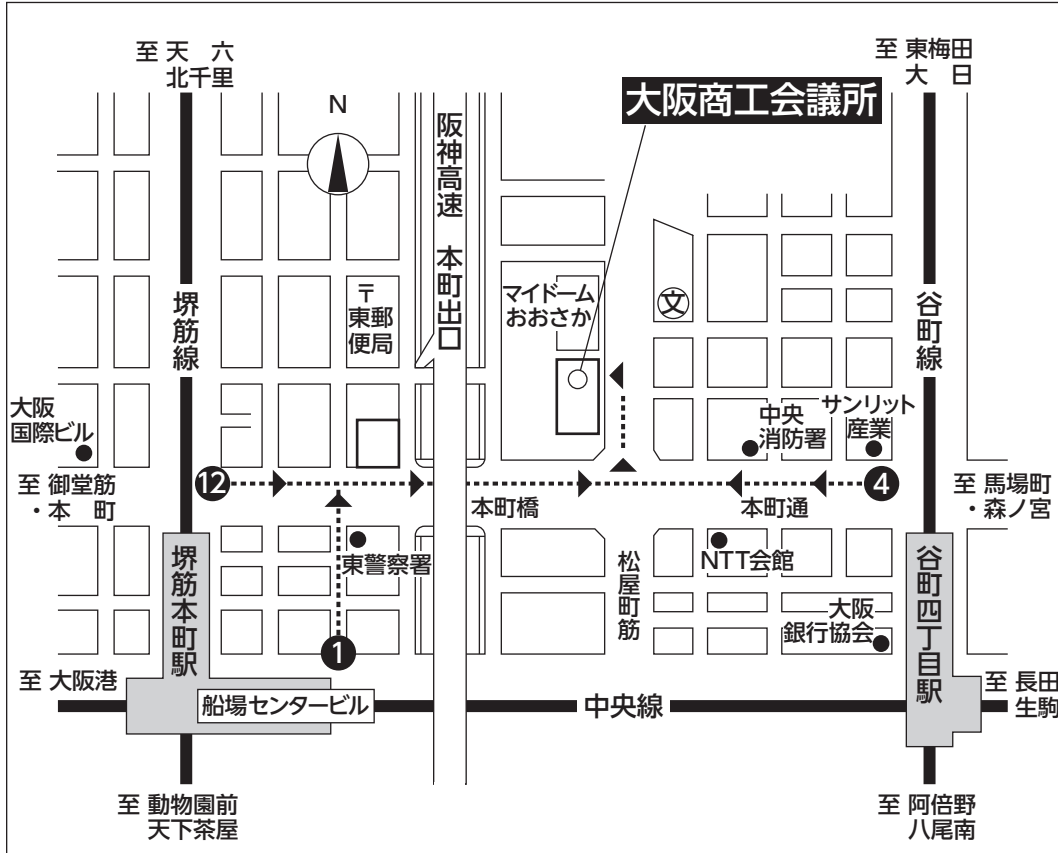
株主総会会場ご案内

会場 大阪市中央区本町橋2番8号

大阪商工会議所 4階 401号会議室

交通 地下鉄 堺筋線・中央線 堺筋本町下車①⑫番出口より徒歩約10分

谷町線 谷町四丁目下車④番出口より徒歩約10分



お願い：当日はお車でのご来場はご遠慮願います。